

広島県告示第六百七十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第三十四条の三の規定によつて、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

令和五年四月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 起業者の名称

国土交通大臣

二 事業の種類

一般国道2号改築工事（福山道路・広島県福山市瀬戸町大字長和字梓田奥地内から同市赤坂町大字早戸字太夫崎地内まで）並びにこれに伴う市道、農業用道路及び特別高压送電線付替工事

三 手続を開始する土地

1 収用の手続を開始する土地

広島県福山市瀬戸町大字山北字坊谷及び字今屋地内

2 使用の手続を開始する土地

広島県福山市瀬戸町大字山北字坊谷及び字今屋地内

四 法第三十四条の四の規定による図面の縦覧場所

福山市役所